

と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

十 その他館長が特別の理由があると認めるとき。
観覧料等のうち館長が相当と認める額

2 前項第一号又は第十号に該当する場合において、観覧料等の免除を受けようとする者は、観覧料等免除申請書（第6号様式）を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 館長は、前項の規定により観覧料等の免除を承認したときは、当該申請者に対し、観覧料等免除承認書（第7号様式）を交付するものとする。

4 第1項第二号、第三号、第八号又は第九号の規定に該当する場合において、観覧料の免除を受けようとする者は、これらの規定のいずれかに該当することを証する書類を館長に提示するものとする。

（館長への委任）

第7条 教育委員会は、この規則に定めるもののほか、館長に次の事項を委任する。

一 条例第8条第2項の規定による休館日の変更の承認に関すること。

二 条例第9条第4項の規定による開館時間の変更の承認に関すること。

三 条例第11条第1項及び第2項の規定による利用の承認等に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成元年11月1日から施行する。

（観覧料の還付の特例）

2 第5条第1項の規定にかかわらず、児童生徒の芸術に対する感性や郷土の歴史及び文化に対する理解を育む取組の一層の推進を図るための関係条例の整備に関する条例（平成26年山梨県条例第3号。以下この項において「整備条例」という。）の施行の日前に整備条例による改正前の山梨県立文学館設置及び管理条例（以下この項において「旧条例」という。）第10条第1項の規定により常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の承認（同日以後にその効力を失うものに限る。）を受けた高等学校若しくはこれに類する学校若しくは施設の生徒又は小・中学校の児童若しくは生徒であって、同条第3項の規定により旧条例別表第1第3号の表に規定する観覧料を納付したもの（同日から平成27年3月31日までの間に第5条第2項の観覧料等還付申請書を館長に提出した者に限る。）については、条例第14条ただし書の特例の理由があると認めるものとし、この場合における同条ただし書の規定により還付する額は、当該納付に係る観覧料の額を365で除して得た額に整備条例の施行の日から当該定期観覧の承認がその効力を失う日までの日数を乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（平26教委規則1・追加）

（山梨県教育庁組織規則の一部改正）

3 山梨県教育庁組織規則（昭和60年山梨県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（平26教委規則1・旧第2項線下）

附 則（平成4年教委規則第8号）

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成7年教委規則第4号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第9号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第12号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（山梨県立文学館処務規程の一部改正）

2 山梨県立文学館処務規程（平成元年山梨県教育委員会規則第8号）第8条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 文学館において規則第3条に規定する文学館・美術館常設展共通観覧券の交付を受けようとする者に係る山梨県立美術館設置及び管理条例（昭和53年山梨県条例第5号）第6条第1項の規定による観覧の承認に関すること。

附 則（平成19年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第3号）

（施行期日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定は平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 山梨県立美術館設置及び管理条例及び山梨県立文学館設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成20年山梨県条例第19号）附則第4項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立文学館の管理に関し地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則第2条及び第1号様式の規定の例による。

附 則（平成21年教委規則第8号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

連絡先

担当者氏名

電話番号

FAX

e-mail

指定管理者指定申請書

山梨県立美術館、山梨県立文学館及び芸術の森公園の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立美術館設置及び管理条例第7条第1項、山梨県立文学館設置及び管理条例第7条第1項及び山梨県都市公園条例第10条第1項の規定により、必要書類を添付のうえ申請します。

	受付番号	第 号
<p>文学資料等閲覧承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山梨県立文学館長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p>次のとおり文学資料等の閲覧を承認されるよう申請します。</p>		
資 料 請 求 番 号	文 学 資 料 等 の 名 称	承 認 欄

- 注 1 文学資料等は、閲覧室及び研究室以外では閲覧できません。
- 2 閲覧できない文学資料等もあります。
- 3 文学資料等を破損した場合には、修復にかかる費用の負担をしていただくことがあります。

受付番号	第	号
------	---	---

文学資料等撮影承認申請書		
年 月 日		
山梨県立文学館長 殿		
申請者 住 所		
氏 名		
(電話)		
職 業		
印		
次のとおり文学資料等の撮影の承認をされるよう申請します。		

目 的			
作者・人名	図 書 名 ・ 資 料 名	撮 影 箇 所	区 分
			モノクロ カラー 学術研究 出版等
			モノクロ カラー 学術研究 出版等
			モノクロ カラー 学術研究 出版等
			モノクロ カラー 学術研究 出版等
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		

区	モノク ローム	学 術 研 究	点	料	円	
		出 版 等	点		円	
分	カ ラ ー	学 術 研 究	点	金	円	
		出 版 等	点		円	
					合計	円

- 注 1 太枠線内のみ記入してください。
- 2 区分欄は、該当箇所を○で囲んでください。
- 3 文学資料等の館外持ち出しはできません。
- 4 寄託された文学資料等又は著作権のある文学資料等を撮影する場合は、それぞれ当該寄託者又は著作権者の同意を得た旨の書面を添付してください。

		承認番号	第	号
<p>文学資料等撮影承認書</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">山梨県立文学館長 印</p> <p>次のとおり文学資料等の撮影を承認します。</p>				
目 的				
作者・人名	図書名・資料名	撮影箇所	区 分	
			モノクロ カラー 学術研究 出版等	
			モノクロ カラー 学術研究 出版等	
			モノクロ カラー 学術研究 出版等	
			モノクロ カラー 学術研究 出版等	
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
区 分	モノ クロ ーム	学術研究	点	備 考
		出版等	点	
	カ ラ ー	学術研究	点	
		出版等	点	

- 注 1 区分欄は、該当箇所を○で囲んでください。
- 2 文学資料等を撮影するときは、この承認書を係員に提示し指示を受けてください。
- 3 申請目的以外に利用できません。
- 4 刊行物等に掲載等するときは、「山梨県立文学館」の所蔵資料であることを明示し、併せて当該刊行物等を山梨県立文学館に納入していただきます。

受付番号	第	号
------	---	---

<p>観 覧 料 等 還 付 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山梨県立文学館長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印 (電話) 職 業</p> <p>次のとおり観覧料等を還付されるよう申請します。</p>			
申請の理由及び 利 用 内 容			
承 認 番 号			
利 用 日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで		
人 員			
責 任 者 氏 名			
既 納 付 金 額			
還付を受けようと す る 金 額			
還 付 割 合		決 定 還 付 金 額	

- 注 1 太枠線内のみ記入してください。
- 2 この申請書には、観覧券又は承認書を添付してください。

受付番号	第	号
------	---	---

<p>観 覧 料 等 免 除 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山梨県立文学館長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印 (電話) 職 業</p> <p>観覧料 次のとおり利用料の免除を承認されるよう申請します。 使用料</p>	
申請の理由及び利用内容	
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
人 員	
責任者氏名	
免 除 金 額	円

注 太枠線内のみ記入してください。

第7号様式(第6条関係)

		承認番号	第	号
<p>観覧料等免除承認書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">山梨県立文学館長 印</p> <p>次のとおり 観覧料 利用料 使用料 の免除を承認します。</p>				
承認の内容				
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
人 員				
責任者氏名				
免除金額	円			
注意事項				

○山梨県文学資料取得基金条例

(昭和60年3月29日 条例第6号)

(設置)

第1条 文学作品及び文学に関する資料の取得を円滑かつ効率的に行うため、山梨県文学資料取得基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、2千万円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする。

(運用)

第3条 知事は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

○山梨県立文学館処務規程

(平成元年3月30日 教育委員会規則第8号)

最終改正 平成29年3月30日 教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立文学館(以下「文学館」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課の設置)

第2条 文学館に総務課、学芸課及び資料情報課を置く。

(グループの設置)

第3条 館長は、必要に応じ文学館にグループを置くことができる。

2 館長は、前項の規定によりグループを置き、又はその数を変更しようとするときは、あらかじめ教育長に協議しなければならない。

(リーダー)

第4条 館長は、必要に応じグループにリーダーを置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、館長は、必要に応じ文学館にリーダーを置くことができる。この場合において、あらかじめ教育長に協議しなければならない。

3 リーダーは、上司の命を受け、グループの担当事務を処理する。

(職員)

第5条 文学館に館長、副館長、次長その他の職員を置く。

2 館長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所掌事務を掌理する。

3 副館長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、館長を補佐する。

4 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、館長を補佐する。

5 所属職員は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

(分掌事項)

第6条 課の分掌事項は、次のとおりとする。

総務課

一 指定管理者との連絡調整に関すること。

二 公印の管守に関すること。

三 文書の收受、発送、編集、保存及び記録の編集に関すること。

四 職員の服務に関すること。

五 会計経理に関すること。

六 物品の出納、保管及び処分に関すること。

七 施設及び山梨県芸術の森公園の管理に関すること。

八 文学館協議会等に関すること。

九 他の課の所掌に属しない事務に関すること。

学芸課

一 文学資料等の収集に関すること。

二 文学資料等の整理、保管及び展示に関すること。
(資料情報課の所掌に属するものを除く。)

三 文学に関する調査研究に関すること。

四 文学資料等の利用に関する指導助言に関すること。

五 文学に関する編集及び刊行に関すること。

六 関係機関等との文学資料等の相互貸借等に関すること。

七 文学に関する講演会、講座等普及事業に関すること。

八 文学に関する相談及び指導助言に関すること。

九 文学館専門委員会に関すること。

十 前各号のほか、学芸事務及び普及事務に係るること。

資料情報課

一 文学資料等の整理及び保管に関すること。

二 文学に関する調査研究に関すること。

- 三 文学資料等の閲覧及び利用に関すること。
- 四 文学資料等の検索システムに関すること。
- 五 レファレンスサービスに関すること。
- 六 閲覧室、研究室及びビデオブースの利用に関すること。
- 七 他の関係機関等との情報交換に関すること。
- 八 その他前各号に準ずる事項に関すること。

(館長の専決)

第7条 館長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

- 一 山梨県教育委員会が山梨県知事から委任を受けた山梨県芸術の森公園内の施設（以下「都市公園施設」という。）の管理運営に係る都市公園法(昭和31年法律第79号。)及び山梨県都市公園条例(昭和39年山梨県条例第21号。以下「都市公園条例」という。)の規定による次の事項
 - イ 都市公園法第5条第1項の規定による公園管理者以外の者の公園施設の設置又は管理に関すること。
 - ロ 都市公園法第6条第1項及び第3項の規定による都市公園の占有に関すること。
 - ハ 都市公園法第8条の規定による許可の条件に関すること。
 - ニ 都市公園法第9条の規定による国の行う都市公園の占有の協議に関すること。
 - ホ 都市公園法第10条第2項の規定による都市公園の原状回復等の指示に関すること。
 - ヘ 都市公園法第17条第1項の規定による都市公園台帳に関すること。
 - ト 都市公園法第27条第1項の規定による第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項の規定による許可に係る監督処分に関すること。
 - チ 都市公園条例第3条の規定による行為の禁止に関すること。
 - リ 都市公園条例第4条の規定による行為の制限に関すること。
 - ヌ 都市公園条例第7条の規定による利用の禁止又は制限に関すること。
 - ル 都市公園条例第8条の規定による許可の取り消し等に関すること。
- 二 その他前二号に準ずる事項に関すること。

(副館長の専決)

第8条 副館長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

- 一 山梨県事務決裁規則（昭和43年山梨県規則第13号）第5条第1項の規定による所長の共通専決事項に相当する事項（他に定めのある場合を除く。）
- 二 山梨県立文学館設置及び管理条例（平成元年山

梨県条例第10号。以下「文学館条例」という。）及び山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則（平成元年山梨県教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）の規定による次の事項

- イ 文学館条例第8条第2項の規定による休館日の変更の承認に関すること。
- ロ 文学館条例第9条第4項の規定による開館時間の変更の承認に関すること。
- ハ 文学館条例第11条第1項及び第2項の規定による利用の承認等に関すること。
- ニ 規則第5条第2項の規定による観覧料、利用料又は使用料の還付に関すること。
- ホ 規則第6条の規定による観覧料、利用料又は使用料の免除に関すること。
- 三 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例（平成19年山梨県条例第36号。以下「特例条例」という。）の規定による次の事項
 - イ 特例条例第2条の規定による観覧の承認に関すること。
 - ロ 特例条例第3条ただし書の規定による観覧料の還付に関すること。
 - ハ 特例条例第4条の規定による観覧料の免除に関すること。

四 都市公園施設の管理運営に係る都市公園条例の規定による次の事項

- イ 都市公園条例第4条第1項の規定による都市公園(有料公園施設を除く。)における行為の許可に関すること。
- ロ 都市公園条例第9条第2項の規定による使用料の免除及び同条第3項の規定による使用料の還付に関すること。

五 その他前各号に準ずる事項に関すること。
(次長の専決)

第9条 次長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

- 一 山梨県事務決裁規則第5条第1項の規定による出先次長の共通専決事項に相当する事項（他に定めのある場合を除く。）
- 二 その他前号に準ずる事項に関すること。

(館長の代決)

第10条 館長が不在で急施を要するときは、副館長がその事務を代決する。

(副館長の代決)

第11条 副館長が不在で急施を要するときは、次長がその事務を代決する。

(次長の代決)

第12条 次長が不在で急施を要するときは、主務課長がその事務を代決する。

(代決事務の後閲)

第13条 前2条の規定により代決した事務は、当該代

決者において特に必要と認められるものについては、それぞれ上司の後関を受けなければならない。
(事業計画の作成)

第14条 館長は、毎年度末までに翌年度の事業計画を作成し、教育長の承認を得るものとする。

(報告等)

第15条 館長は、次に掲げる事項について、教育長に報告しなければならない。

一 事業概要及び利用状況

二 その他必要な事項

(サービス及び文書処理等)

第16条 この規則に定めるもののほか、文書の処理に必要な事項については、山梨県教育庁行政文書管理規程(平成18年山梨県教育委員会訓令甲第2号)の例により、職員のサービスその他必要な事項については、山梨県教育事務所処務規程(昭和43年山梨県教育委員会訓令甲第3号)の例による。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、館長が定めることができる。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第16号)

この規則は、平成元年11月1日から施行する。

附 則(平成2年教委規則第6号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年教委規則第4号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年教委規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に次表上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとみなす。

図書館奉仕課 図書館企画協力課

附 則(平成6年教委規則第12号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成7年教委規則第3号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年教委規則第10号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年教委規則第8号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成15年教委規則第10号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年教委規則第8号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年教委規則第6号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年教委規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第12号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第17号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県総合教育センター管理規則、山梨県立美術館処務規程、山梨県立図書館処務規程、山梨県立考古博物館処務規程及び山梨県立文学館処務規程の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成18年4月1日前にこの規則による改正前の山梨県総合教育センター管理規則、山梨県立美術館処務規程、山梨県立図書館処務規程、山梨県立考古博物館処務規程及び山梨県立文学館処務規程の規定によりされた文書の処理に関する手続その他の行為は、この規則による改正後の山梨県総合教育センター管理規則、山梨県立美術館処務規程、山梨県立図書館処務規程、山梨県立考古博物館処務規程及び山梨県立文学館処務規程の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成18年教委規則第21号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年教委規則第9号)抄

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則(平成21年教委規則第9号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年教委規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年教委規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

○山梨県附属機関の設置に関する条例

(昭和60年3月29日 条例第3号)

最終改正 平成28年10月19日 条例第48号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置及び担任意務)

第2条 知事の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

(省略)

2 教育委員会の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。